

役員等費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人こなんSSN（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（費用弁償）

第2条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員通勤手当に準じて、交通費の実費額とする。

3 報酬については、理事長が必要と認めた業務を行った場合および監事が監査の業務を行った場合に支給する。その支給額は臨時職員の時間給等に準じて行う。

4 理事長については前項3に加え理事長手当を年間240,000円支給する。

5 役員会の報酬については、理事会または評議員会に出席する場合に1日につき一律3,000円を支給する。

6 監事監査の報酬に対しては、5,000円～10,000円の範囲の中で支給する。

7 法人の職員を兼務する常勤の理事については、役員報酬は支給せず、職員給与規定に則して支給をする。

8 業務執行理事については、法人の非常勤職員が兼務する場合に限り、業務執行理事手当を支給する。この場合は統括手当と同等額にあたる月4万円とする。

（改正）

第3条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付則

この規程は、平成15年8月8日から施行する。

この規程は、平成18年11月22日から施行する。

この規程は、平成19年11月28日から施行する。

この規程は、平成25年8月3日から施行する。

この規程は、平成26年11月29日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月14日から施行する。